

平成 31 年 4 月 8 日

各 位

財 政 課

消費税及び地方消費税の改正に伴う建設工事等について

消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の税率が改正されることに伴い、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結し令和元年 10 月 1 日以降に引渡し予定の建設工事等の取り扱いは、下記のとおりとします。

なお、令和元年 9 月 30 日までに引渡しが行われる建設工事等については、従前のとおりです。

記

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結し令和元年 10 月 1 日以降に引渡し予定の建設工事等の予定価格は、消費税を 10% で計算します。

契約金額は、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額（1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を加算した合計額とします。